

佐久物産振興会イベント参加要領

改正：令和5年5月23日

改正：令和7年3月28日

（主旨）

第1条 この要領は、佐久物産振興会規約第3条第2号の規定に基づき、イベント参加に関し必要な事項を定めるものとする。

（出店）

第2条 出店するイベントや参加の仕方は、正副会長協議の上、都度決定する。

2 会員の参加の仕方は、次のとおりとする。

- （1）直接出店参加 自ら交通手段等を準備し、商品を運搬し、参加する。事務局が準備した車両等に同乗する場合や、商品を事務局が運搬する場合は除く。
- （2）委託出店参加 事務局において交通手段等を準備し、商品を運搬し、参加する。事務局が準備した車両等に同乗し、参加する場合や、商品を事務局が運搬する場合も含む。
- （3）商品送付参加 事務局において商品を取りまとめ送付し、イベント主催者等に商品の販売を委託する。この場合、会員及び事務局いずれもイベント会場には行かないこととする。

（募集）

第3条 会員に対するイベントの参加募集及び調整は事務局が行う。

（参加経費）

第4条 イベント小間代、会場施設費は佐久物産振興会（以下「本会」という。）にて予算の範囲で負担する。

2 委託出店参加及び商品送付参加の場合の輸送費等経費については、予算の範囲内で本会会計から支出するほか、経費内容や金額に応じ、出店参加者に対し応分の負担を求める。負担割合等については都度協議の上定める。

3 会員が直接出店参加及び委託出店参加として現地に赴く場合、次のように補助する。ただし、商品送付参加及び市内開催のイベントは除く。

宿泊費補助 (1泊1人につき)	宿泊費の1/2 上限10,000円 (100円未満切捨て)	1会員あたり1イベント最大4人分まで
昼食手当 (1日1人につき)	1,000円	1会員あたり1イベント最大4人分まで

（参加負担金）

第5条 出店者は、参加負担金として次に定める額を本会へ納付しなければならない。

- （1）直接出店参加者 売上げ金額の5パーセント相当額
- （2）委託出店参加者のうち、現地に赴き販売に参加する場合 売上金額の10パーセント相当額

- (3) 委託出店参加者及び商品送付参加者 売上げ金額の20パーセント相当額
- 2 負担金額は、売上実績に基づき、原則として月末締で算出し、通知する。
- 3 納付方法は事務局の指定する方法による。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月28日から施行する。